

4. 養一種

看護学科＜2025 年度＞

(1) 養護に関する科目

教育職員免許法施行規則		本 学 該 当 科 目			
養護に関する科目	最低修得単位	科 目 名	単位数 (○印は必修)	配当年次	備 考
衛生学及び 公衆衛生学 (予防医学を含む。)	4	公衆衛生学	2°	1	看護学科専攻必修
		疫学	1°	2	看護学科専攻必修
		医療と社会福祉学	2°	1	看護学科専攻必修
学校保健	2	学校保健学概論	2°	2	看護学科専攻科目
		学校保健（学校安全含む）	2°	2	看護学科専攻科目
養護概説	2	養護学概説	2°	3	看護学科専攻科目
健康相談活動の 理論及び方法	2	健康相談活動論	2°	3	看護学科専攻科目
栄養学 (食品学を含む。)	2	生化学の基礎	2°	1	全学共通科目
		栄養学総論	1°	1	看護学科専攻必修
解剖学及び生理学	2	解剖学	2°	1	看護学科専攻必修
		生理学	2°	1	看護学科専攻必修
「微生物学、免疫学、 薬理概論」	2	微生物学	1°	1	看護学科専攻必修
		薬理学	1°	2	看護学科専攻必修
		病理学	1°	2	看護学科専攻必修
精神保健	2	精神看護学概論	2°	1	看護学科専攻必修
看護学 (臨床実習及び救急 処置を含む。)	10	看護学原論	2°	1	看護学科専攻必修
		基盤実践看護学演習Ⅰ	1°	1	看護学科専攻必修
		基盤実践看護学実習Ⅱ	2°	2	看護学科専攻必修
		基盤実践看護学演習Ⅱ	1°	1	看護学科専攻必修
		臨床実践看護学演習	2°	3	看護学科専攻必修
		ヘルスアセスメント	1°	2	看護学科専攻必修
		成人看護学方法論Ⅱ	2°	2	看護学科専攻必修
		成人看護学実習Ⅱ	3°	3	看護学科専攻必修
		小児看護学概論	2°	2	看護学科専攻必修
		小児看護学方法論	2°	3	看護学科専攻必修
		小児看護学実習	2°	3	看護学科専攻必修
		ウィメンズヘルス看護学概論	2°	1	看護学科専攻必修
		ウィメンズヘルス看護学実習	2°	3	看護学科専攻必修
		精神看護学方法論	2°	3	看護学科専攻必修
		成人看護学方法論Ⅰ	2°	2	看護学科専攻必修
		成人看護学実習Ⅰ	3°	3	看護学科専攻必修
法定最低修得単位数 養教一種 28 単位		必修合計単位数 養教一種56単位			

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法施行規則		本 学 該 当 科 目			
教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位	科 目 名	単位数 (OEは必修)	配当年次	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	8	教育原理・教育課程論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		教職論(中高・養・栄)	2°	1	「資格科目」
		教育制度論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		教育心理学(中高・養・栄)	2°	1～2	「資格科目」
		特別支援教育(中高・養・栄)	2°	1	「資格科目」
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳教育の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		教育方法論・総合的な学習の時間の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		特別活動の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		生徒指導論	2°	2	「資格科目」
		教育相談(中高・養・栄)	2°	3	「資格科目」
教育実践に関する科目	5	養護実習Ⅰ	1°	4	「資格科目」 事前・事後指導
		養護実習Ⅱ	4°	4	「資格科目」
	2	教職実践演習(養護教諭)	2°	4	「資格科目」
法定最低修得単位数 養教一種21単位		必修合計単位数 養教一種27単位			

(3) 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則		本 学 該 当 科 目			
大学が独自に設定する科目	最低修得単位	科 目 名	単位数	配当年次	備 考
		「養護に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の修得単位数の内、法定最低修得単位数を超えて修得した単位数の合計（最低7単位以上必要）			
法定最低修得単位数 養教一種7単位					

(注) 本学で定める「養護に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得すれば、「大学が独自に設定する科目」の法定最低修得単位の要件を併せて充足したことになります。

◎養護教諭一種免許状取得のためには、(1)養護に関する科目・(2)教育の基礎的理解に関する科目等・(3)大学が独自に設定する科目の法定最低修得単位数をそれぞれ充たした上で、(1)(2)(3)の合計単位数が56単位以上必要となります。

※養教一種…(1)(2)の本学必修科目の合計=83単位

(4) 第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法施行規則		本 学 該 当 科 目			
第66条の6に定める科目	最低修得単位	科 目 名	単位数 (○印は必修)	配当年次	備 考
日本国憲法	2	日本国憲法	2°	1	全学共通科目
体育	2	生涯スポーツの科学	2	2～3	2 単位以上 選択必修 (全学共通科目)
		健康・スポーツ科学実習A	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習B	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習C	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習D	1	1～3	
外国語コミュニケーション	2	English Communication I	2°	1	全学共通科目
		English Communication II	2°	1	全学共通科目
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報とコンピュータ I	1°	1	全学共通科目
		情報とコンピュータ II	1°	1	全学共通科目

(注)1. 卒業に必要な単位及び教育職員免許法に定める(1)(2)(3)の56単位に加え、(4)に定める最低必要単位を修得しなければ教育職員免許状授与の所要資格を得ることができません。

2. 体育は、可能な限り、「健康・スポーツ科学実習A～D」の内、1科目以上を履修することが望ましい。